

## 【健康保険】保険料率改定のお知らせ

平成31年3月と4月に保険料率が以下のように改定されます。

### ●3月保険料率(4月25日支給分)

- ・人材派遣健康保険組合の料率が適用となりますが、調整保険料がなくなるため料率が変更となります。

	改定後料率 (被保険者負担)	現行料率 (被保険者負担)
健康保険	<b>4.785%</b>	4.850%
介護保険	0.970%	0.970%

#### 調整保険料

全国の健康保険組合が、高額医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の助成事業(財政調整)を共同して実施するための財源にあてるために調整保険料を拠出しています。

この保険料率は、基本調整保険料率0.13%に、その組合の財政に応じた若干の増減率(修正率)を乗じて決められます。

### ●4月保険料率(5月25日支給分)

- ・人材派遣健康保険組合より全国健康保険協会へ移行する為、協会けんぽ(東京支部)の料率が適用となります。

	改定後料率 (被保険者負担)	現行料率 (被保険者負担)
健康保険	<b>4.950%</b>	4.785%
介護保険	<b>0.865%</b>	0.970%